

電子交付サービス利用規定

第1条（目的・適用）

- （1）本規定は、株式会社百五銀行（以下「当行」という）が提供する電子交付サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものであり、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）と当行との間の本サービス利用契約（以下「本契約」という）に適用する。
- （2）当行は、本サービスの運営に必要な範囲で、対象帳票、閲覧期間、利用方法、手数料等の個別条件を当行所定の方法で周知のうえ定めることができる。

第2条（定義）

本規定において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「対象帳票」とは、当行が郵送で交付していた各種帳票・通知書のうち、当行所定のウェブサイトを通じて電磁的に交付するものをいう。
- （2）「百五法人ダイレクト」とは、当行が提供する法人向けインターネットサービスをいう。
- （3）「百五法人ダイレクトポータル」とは、百五法人ダイレクトその他の各種サービスへのアクセスを集約し、メッセージ、口座情報、経営情報等を一覧表示するトップ画面（ポータル画面）をいう。
- （4）「百五デジタルデスク」とは、当行が提供する電子交付サービスのプラットフォームであり、利用者専用ページ（以下「マイページ」という。）を含むサービスをいう。
- （5）「マイページ」とは、百五デジタルデスクにおける利用者専用ページをいう。

第3条（サービスの内容）

- （1）本サービスは、第5条に定める帳票（以下「対象帳票」という。）を電子化し、百五法人ダイレクトまたは百五法人ダイレクトポータル等の当行所定の方法により百五デジタルデスクにアクセスすることで、パソコン等の端末機からインターネットを介して帳票を閲覧するサービスである。
- （2）閲覧した帳票は、PDF形式でダウンロードし、印刷・保存できる。
- （3）当行が対象帳票を本サービスにより閲覧可能な状態に置いた場合、当行は当該対象帳票を電磁的に交付したものとする。

第4条（利用対象者・申込み・契約成立）

- （1）本サービスの利用対象者は、当行本支店との取引がある法人または個人事業主のうち、本規定に同意し、かつ当行が本サービスの利用を認めた者とする。
- （2）本サービスの利用にあたっては、電子交付サービス（百五デジタルデスク）のマイページの開設が済んでいる者を対象とする。
- （3）利用者は、当行所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当行がこれを承諾したときに本契約は成立する。
- （4）利用者は、申込み時および本契約の有効期間中、次の事項を表明し、確約する。
 - ア 本契約の締結および本サービスの利用について必要な権限および社内手続を有していること。
 - イ 本規定および原契約その他関連規定を遵守すること。
 - ウ 本サービスの利用に関連して、公序良俗に反する行為または重大な人権侵害に関与する行為を行わないこと。
 - エ 反社会的勢力に該当しないこと（第12条に定めるとおり）。

第5条（対象帳票および閲覧期間）

- （1）対象帳票は、当行ホームページに公表する帳票とする。
- （2）対象帳票の郵送による交付は随時可能であるが、当行所定の方法による申込みを要し、紙明細交付手数料が発生する。
- （3）対象帳票の閲覧可能期間は、対象帳票が発行された月を含め10年間とする。ただし、本サービス利用開始前に発行された対象帳票は、対象帳票が発行された月を含め3年間とする。
- （4）利用者は、閲覧可能期間内に対象帳票をダウンロードし、自らの責任において保存するものとする。
- （5）利用者が対象帳票について紙による交付（以下「紙明細交付」という）を希望する場合、当行所定の方法により申し出るものとする。

第6条（利用手数料）

- （1）本サービスの利用手数料は無料とする。

- (2) 前項にかかわらず、利用者が紙明細交付を選択した場合、当行は、紙明細交付手数料として月額2,000円(消費税等相当額を含まない)を請求する。
- (3) 紙明細交付手数料は、当行所定の方法により徴収する。
- (4) 紙明細交付手数料は、紙明細交付の利用開始月から停止月まで月単位で発生し、日割計算は行わない。
- (5) 消費税等の取扱いは、法令および当行所定の方法による。

第7条(利用日・利用時間)

- (1) 本サービスの利用日・利用時間は当行所定の利用日・利用時間とする。
- (2) 当行は、やむを得ない事情により、利用者に予告なく本サービスを停止または中止することがある。

第8条(利用停止・解除)

- (1) 当行は、利用者が本規定に違反した場合その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を停止し、または本契約を解除することができる。
- (2) 本契約終了後、当行は本サービスに係るデータを消去することができる。ただし、法令または当行の保存義務に基づき保存するものを除く。
- (3) 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ利用者に通知したうえで、本サービスの全部または一部の利用を停止し、または本契約を解除することができる。
 - ア 2年以上本サービスの利用がなく、当行が、本サービスの提供を継続することが不要または不適切であると判断した場合
 - イ システム運営上、セキュリティ確保上、または業務上の必要により、本サービスの利用停止または契約解除が必要であると当行が判断した場合

第9条(禁止事項)

利用者は、本サービスに関し、第三者への利用許諾、権利侵害行為、不正アクセスその他当行が不適切と判断する行為を行ってはならない。

第10条(機密保持・個人情報)

- (1) 本サービスに関連して知り得た非公知情報は、目的外利用および第三者提供を行わない。
- (2) 個人情報の取扱いについては、当行の個人情報保護宣言に従う。
- (3) 本契約終了時、機密情報は当行所定の方法により返還または廃棄する。

第11条(免責・損害賠償)

- (1) 当行は、当行の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスに関連して利用者に生じた損害について責任を負わない。
- (2) 本条は、消費者契約法その他の強行法規により制限される場合がある。

第12条(反社会的勢力の排除)

- (1) 利用者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約する。
- (2) 当行は、前項に違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除できる。

第13条(規定の変更)

当行は、法令の変更その他必要がある場合、本規定を変更することができる。

第14条(有効期間)

本規定は、本契約成立日から有効とする。

第15条(準拠法・管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とする。
- (2) 本規定に関する訴訟については、津簡易裁判所または津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2026年5月7日制定